

- 一、船夫に對し固定給として月額金麥拾圓也を支給するものとす
- 二、手當として切出貨は貨物積載噸數に應じ一噸に付金四錢を支給す但し積取貨物噸數が船腹噸數の二分の一に先たざるときは船腹噸數の二分の一を支給す
- 三、大阪行は前項切出貨の二倍半(金拾錢也)を支給す
- 四、滞船料は切出貨に準じ噸荷り金一錢五厘もし貨物積載後神戸二類組合の規定に基き支給するものとす
- 五、大阪行免狀泊りは翌々晩より支給するものとす
- 六、船夫の一ヶ月總收入金四拾圓也に充たざるときは金四拾圓迄を會計より支給す 但し船夫が無届缺勤をなしたる場合は服務規約に違反したる場合は之を適用せず
- 七、船夫は毎日出勤簿に捺印し出勤せることを表示し缺勤の際は其理由を届出べし併し病氣缺勤の場合は醫師の診斷書を要す
- 八、大阪行曳船料は往復共會社負擔さず但し他のボート使用の場合は確實なる領收證を船舶部に呈示せらるべし。此内阪神船は曳船なくとも帆走航行して速刻歸港するものとす
- 九、七十噸以上の船は天保町造曳船し、確實なる領收證を船舶部に呈示の上支拂を受くべし但し七十噸未滿の空船に對しては會社曳船にて曳下げる場合を除き曳下げボート貸さして金四拾圓也を會社より支給するものとす
- 十、貨物積載中船夫は理由なくして絶対に受持船を去る可からず但し己むを得ざる事故ある場合は上組合會社船舶部主任又は船廻しの承認を得ることを要す
- 十一、貨物積載中無断にて受持船を去りたる事を發見せられたる場合は如何様處分せらるゝも異議なきものとす

十二、本規約の修正に蒙ひ本覚書を改訂する必要生じたる場合は當事者二方の申出に依り双方互譲の精神を以て兩意なく協調協議するものとす

十三、本覚書の實行期は双方同意の上昭和六年十一月一日より施行するものとす

右協約の證として本覚書二通を作成し各自一通を保有す

昭和六年十月二十九日

上組合會社業務執行社員 領取 武 内 秀 吉 印

神戸海友同志會 會長 赤 崎 実 藏 印

十一月廿七日午後一時半、大阪上組支店長秋田氏その他數氏と大阪海友同志會各
長片山氏、副會長沼田氏、主事土岐氏、神戸海友同志會常任吉田氏その他上組船
夫代表六名の最後的會見は遂に破裂の點火となつた。
緊張裡の問答は上組合會社の不誠意さわまる態度の糾彈—整理案の撤回要求に
對する不當な應答によつて終始した。一所要時間三十分。

大阪海友同志會の上組に對するストライキに際し當會の執りし態度

十二月一日從業員協議會の決議に基き警告書を發す。